

令和版ロマネスクイルミネーション事業グ
ランドデザイン作成業務
公募型プロポーザル説明書

令和8年4月

小樽市産業港湾部観光振興室

1 目的

小樽市は、観光客の入込数が多い一方で、宿泊客延べ数が低いという課題を抱えてきました。

近年、ホテル建設が進み宿泊環境は改善しつつありますが、夜間楽しめる観光コンテンツが不足している状況は依然として続いています。

本市では、昭和63年より全国に先駆けて「ロマネスクイルミネーション事業」を実施し、現在は歴史的建造物等6カ所でライトアップを行っています。しかし、これらのライトアップは点在しており、観光客が夜間に市内を周遊する仕掛けとして十分に機能していません。

そこで、本業務では、市内に点在するライトアップを「灯」でつなぎ、夜間に周遊できる環境を整備することで、まだ知られていない観光資源の掘り起こしや面的な波及効果を目指します。

そのため、令和9年度からの基本設計や実施設計、整備工事の基礎とするため、令和8年度にグランドデザインの策定を行います。

業務の実施にあたっては、高度な知識、構想力、専門的な技術力および豊富な経験を有する事業者の提案を求め、公募型プロポーザル方式により最適な受託候補者を選定します。

審査の結果、最も優れた提案を行った応募者と契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合は契約を締結し、本業務を実施します。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和版ロマネスクイルミネーション事業グランドデザイン作成業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「令和版ロマネスクイルミネーション事業グランドデザイン作成業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 事業費

6, 149千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

(5) 委託者

小樽市

3 スケジュール

項目	日程
プロポーザル公告	令和8年4月3日(金)
質問書の提出期間	令和8年4月3日(金)～令和8年4月24日(金)
質問に関する回答(最終回答)	随時(最終回答 令和8年5月11日(月))
企画提案書等の提出期間	令和8年5月11日(月)～令和8年5月22日(金)
ヒアリング(プレゼンテーション)	令和8年5月29日(金) 予定
審査結果の公表	令和8年6月上旬 予定
委託契約締結	令和8年6月中旬 予定

4 プロポーザル公募書類配布について

(1) 配布期間

令和8年4月3日(金)から令和8年5月22日(金)まで

(2) 配布書類入手方法 小樽市ホームページからダウンロード

(3) 配布書類一覧

- ・令和版ロマネスクイルミネーション事業グランドデザイン作成業務プロポーザル実施要領(本要領)
- ・令和版ロマネスクイルミネーション事業グランドデザイン作成業務仕様書
- ・質問書(様式1)
- ・企画提案参加申込書(兼応募資格審査申請書)(様式2)
- ・業務実績調書(様式3)
- ・業務体制表(様式4)
- ・経歴・実務経験等調書(様式5)
- ・企画提案書(様式6)
- ・見積書(様式7)
- ・使用印鑑届(様式8)
- ・誓約書(様式9)
- ・委任状(様式10)

5 参加要件

- (1) 令和4年度以降に建造物のライトアップ又はイルミネーション関連業務を行った実績を有していること。自治体からの受託によるものか否かは問わない。
- (2) 日本国内に主たる事務所(本社・本店)を有すること。
- (3) 小樽市税に滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同

法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。

- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (7) 小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
- (8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者としての登録を受けている法人等

6 質問及び回答

本業務に係る公募型プロポーザルについて不明な点がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出するものとする。

(1) 提出様式

質問書（様式1）を用いること。

(2) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時20分まで

(3) 提出方法

持参又は電子メールによる提出とする（電子メールの場合は電話により着信を確認すること。）。

(4) 提出先

本要領の「16 担当部署」に記載された電子メール

(5) 市からの回答

提出された質問に対する回答は、質問者に対して電子メールにより回答するとともに、随時、小樽市ホームページに掲載（質問を行った会社・法人等名称は公表しません）する。（最終回答は5月11日(月)）

7 提出書類

本業務に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 参加に必要な書類

- ① 企画提案参加申込書（兼応募資格審査申請書）（様式2）
- ② 会社概要（様式自由、ただしA4版とする。）
- ③ 業務実績調書（様式3）
- ④ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
- ⑤ 登記事項全部証明書（本提出直前1か月以内に発行されたもの）
- ⑥ 納税証明書（本提出直前1か月以内に発行されたもの）
 - ア 小樽市税に滞納がないことの証明書
 - イ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ⑦ 業務体制表（様式4）

- ⑧ 経歴・実務経験等調書（様式 5）
- ⑨ 企画提案書（様式 6）
- ⑩ 見積書（様式 7）
- ⑪ 使用印鑑届（様式 8）
- ⑫ 誓約書（様式 9）
- ⑬ 委任状（様式 10）～委任する場合のみ

※なお、小樽市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録のある応募者は④、⑤、⑥、⑪、⑫、⑬の提出を省略することができます。

(2) 留意事項

- ① 業務実績調書（様式 3）は令和 4 年度以降に行った建造物のライトアップ又はイルミネーション関連業務で、完了したものの件数と主な業務（10 件まで）を記入すること。
 - ② 業務体制表（様式 4）は業務に従事する者全員について記入すること。
 - ③ 経歴・実務経験等調書（様式 5）は業務に従事する者全員について記入し、業務経歴等は受注実績のうち、本業務と類似する業務を記入すること。また、後述「12 優先委託候補者の選定-(1) 採点・選定における、審査項目と評価の観点」に関する実務経験等についても記載すること。
 - ④ 企画提案書（様式 6）は、別紙の「令和版ロマネスクイルミネーション事業グランドデザイン作成業務仕様書」に基づき、次の内容を示すこと。
 - ◇ワークショップについて
 - ・どの団体への参加案内を想定しているか。
 - ・どのような内容のワークショップを実施するか。
 - ・ワークショップの参加案内・集約の手法
 - ◇実証実験について
 - ・協力団体について
 - ・エリアや内容はワークショップにより確定するが、現時点で想定している場所及び内容
 - ◇グランドデザインについて
 - ・エリアや内容はワークショップにより確定するが、現時点で想定している整備場所及び内容
 - ◇その他提案事項（独自提案等特にアピールしたい事項）
- 用紙の大きさは A 4 又は A 3 版とし、左端をホッチキス綴じ（A 3 版は折込み）とすること。
- ⑤ 業務スケジュール表(任意様式)はスケジュールが具体的に分かるように提案すること。
 - ⑥ 見積書（様式 7）は具体的な積算内訳を添付すること。また、見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた額とすること。

8 参加書類の提出部数等

(1) 提出部数

- ① 7 の (1) の①④⑤⑥⑪⑫⑬は、各 1 部

② 7の(1)の②③⑦⑧⑨⑩は、各8部

(⑨企画提案書(様式6)及び⑩見積書(様式7)は、正本1部のみ押印し、残り7部は複写とする。)

(2) 提出期限

令和8年5月22日(金)午後5時20分(必着)

(3) 提出方法

持参とする(郵送は受け付けない。)

(4) 提出先

本要領の「16 担当部署」に記載する担当部署

(5) 受付時間

午前9時00分から午後5時20分までとする(土、日及び祝日を除く。)

9 資格審査

申請書を受理した後、資格審査を行い、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

10 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する事業者を選定することがある。

11 企画提案に対するヒアリング(プレゼンテーション)

(1) 実施予定日時(変更する場合がある。)

① 実施日

令和8年5月29日(金)

② 時刻

午前9時30分から開始する。※待機時刻については応募各社に別途告知します。

(2) 実施場所

小樽市観光振興室庁舎 大会議室(待機場所 同庁舎 観光振興室執務室)

(3) 所要時間

1社30分以内とし、退室は速やかに行うものとする。なお、内訳は下記のとおりとする。

① 提案書の概要・詳細説明(15分以内)

ア 企画提案書を使用し、企画の詳細を説明すること。

イ 別にアピールする事項があれば、ここで説明すること。

ウ 説明時間は15分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。

② 質疑応答(15分以内)

審査員からの質問に対して回答することとし、応募者から審査員への質問は認めない。

(4) その他

① 応募者からの参加者は3名までとする。

② パソコン使用の場合は参加者が持参し、プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは小樽市が用意する。

※ 参加者数等によってはヒアリングを実施しない場合があります。

12 優先委託候補者の選定

(1) 採点・選定

小樽市職員等で構成する選考委員会を設置し、次に掲げる審査項目と評価の観点に従い、絶対評価により審査する。審査において、得点の合計が一番高い者を優先委託候補者とする。

なお、得点の合計が一番高い者について、同点の候補者が複数いる場合は、選考委員会の多数決をもって決し、なお同数の場合は委員長に一任するものとする。

審査項目と評価の観点（ 100点満点 ）

配点	審査項目	評価の観点
20	照明計画・デザインに関する専門知識・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観や観光資源を活かした照明デザインの実績があるか ・LEDや省エネ照明技術、演出照明に関する知識があるか ・光環境の安全性・快適性に関する設計ノウハウがあるか
10	観光振興・地域活性化に関する知見・経験	<ul style="list-style-type: none"> ・観光動線や夜間周遊促進の仕組みに関する理解があるか ・地域資源を活用した観光コンテンツ企画の経験があるか
30	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップへの参加案内団体が妥当であるか 地域性、専門性、多様性等 ・ワークショップの実施内容 テーマ設定、進行方法、実現性等 ・想定する実証実験の実施構想 目的・方法・検証計画の明確さ等 ・想定するランドデザインの方向性 夜間周遊の創出、歴史的景観との調和、実現性 ・独自の提案であるか
30	ワークショップ及び実証実験の運営能力	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なステークホルダー（市民、事業者、団体）との合意形成の実績があるか ・ファシリテーションスキル、参加型計画づくりの経験があるか ・会場手配・運営・広報に関する実務能力があるか ・仮設照明や実験的演出の設計・施工経験があるか
10	ランドデザイン策定能力	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画・景観設計に関する高度な構想力があるか ・維持管理計画（コスト試算・運営スキーム）の策定経験があるか

13 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された書類を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業費の上限額を超えた見積書を提出した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと小樽市が認めた場合
- (5) 仕様書を満たしていない企画提案書（様式6）

14 企画提案・選定に関する留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属する。
- (7) 提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (8) 本業務に関して、提案事業者が1社のみの場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 本公募型プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本公募型プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本公募型プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (10) 本公募型プロポーザルの選定結果については、優先委託候補者名及び獲得点数のみ公表し、これ以外の審査・選考内容に関することは非公表とし、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

15 契約の締結

契約は、選定された優先委託候補者と小樽市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、選定された優先委託候補者との協議が不調に終わった場合には、選考委員会において次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る契約を締結することとする。

契約保証金については、業務実績などにより免除になることがある。

16 担当部署

小樽市産業港湾部観光振興室（観光振興室庁舎2階）

担当：南部・松田・川嶋

郵便番号：047-0007

住所：小樽市港町4番3号

電話 : 0134 - 32 - 4111 内線 7266

F A X : 0134 - 27 - 8600 E-mail : kanko02@city.otaru.lg.jp